

令和5年5月19日		
資 料 提 供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年4月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るものについて、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件 数(件)
県民等	3
匿名	3
職員等	0
計	6

(2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	3
面談	0
電話	0
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度について、ある病院の障害者用駐車区画に駐車しようとしても、いつも別の車が駐車しており、利用できない。不正利用がないかチェックしているのか。利用証の発行条件も厳しくしてほしい。	所管外のため不受理とし、担当課に情報提供した。
②	自然環境室が所管するわかやまネイチャーアワードについて、審査されなかった作品があると聞いた。	担当課に調査指示をしたところ、事実であることを確認したが、既に応募者には謝罪済みであること、今後再発防止策を講じていく旨の回答を得た。
③	コロナウィルス陽性者向けコールセンター受託事業者が、問い合わせに対して適切な対応を行っていない。	所管外のため不受理とし、担当課に情報提供した。
④	ある県立学校の消防設備点検を請負った業者が、業務完了の報告書を提出していない。また、作業人員及び作業時間が少なく、点検をできているか疑問があり再点検の必要がある。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
⑤	ある市の施設職員に、不適切な発言をされた。	所管外のため不受理とした。
⑥	ある課の職員に対し、過去に申し入れた記録の確認を申し入れたが対応しなかった。職務放棄だ。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	②⑥
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	4	①③④⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	0	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3)調査を継続中としたもの	1	⑥
(4)不受理としたもの	4	①③④⑤

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(3月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	0
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	1
面談	0
電話	0
計	4

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある小学校の教員は、管理職や同僚に対して、高圧的な態度をとっている。	当該教員の在籍校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
②	ある高等学校の求人において選考の際に不正行為の疑念がある。	通報内容について、調査の結果、選考にかかる不正行為は確認できなかった。
③	ある高等学校の求人において選考の際に不正行為の疑念がある。また、選考関係の提出書類に不備があるにもかかわらず受理している。	通報内容について、調査の結果、選考にかかる不正行為は確認できなかった。また、提出書類の受理について、問題がないことを確認した。
④	ある県立学校の消防設備点検を請負った業者が、業務完了の報告書を提出していない。また、作業人員及び作業時間が少なく、点検をできているか疑問があり再点検の必要がある。	調査の結果、一部の県立学校において年度を過ぎても報告書が提出されていないため、適切に対応するよう指導した。また、点検は契約のとおり実施されており、再点検の必要はないことを確認した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	①②③
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	1	④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	②③
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	④
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	1	①

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(3月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。